

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
匝瑳市	栄地区	令和3年3月25日	令和5年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	536.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	305.1ha
③アンケート調査等に回答したうち、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	70.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	42.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	91.4ha
(備考)	

2 対象地区の課題

後継者不足や高齢化による農業従事者の減少と、それに伴う耕作放棄地の増加が懸念される。 新たな農地の受け手の確保が必要であるため、集落営農の組織化や担い手への農地集積、新規就農者への支援を推進し、地域農業における中心となる担い手(中心経営体)の育成を図る必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

栄地区の水田利用は、中心経営体である認定農業者31経営体と基本構想水準到達者4経営体が担っていく。 畑利用については、中心経営体である認定農業者31経営体と基本構想水準到達者5経営体が担っていく。 また、今後、新たな中心経営体となりうる認定新規就農者の受入・育成や入耕作を希望する他地区の認定農業者や農業法人が参入できる体制づくりを進めるなど、農地の維持・集約化を促進する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、水田が3.8ha、畑が2.5ha、合計6.3haとなっている。

○農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集積を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、土地改良事業地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

○新規・特産化作物の導入方針

水稻(主食用米)のほか、飼料用米・加工用米等の転作作物、高収益作物への転換の取組みを進める。

○耕作放棄地への対策

栄地区には、約32.1haの遊休農地がある。

増加が想定される耕作放棄地に対して、中間管理機構を活用し、担い手への農地集積を推進するとともに、多面的機能支払交付金事業を活用した、農地の保全・耕作放棄地対策を推進する。

同時に、耕作放棄地解消に係る各種補助事業の活用も図っていく。